

身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

 内は郵便等投票の対象

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由					心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
1級	両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をシヨパ一関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)

郵便等投票の認められる障害者の範囲(□ 枠内)

等級	体幹機能		等級	(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害による)移動機能	
	基準	考え方		基準	考え方
1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	腰掛け、正座、横座り及びあぐらのいずれもできないもの	1級	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	つたい歩きができないもの
2級	① 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ② 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	① 10分間以上にわたり座り位または起立位を保つことのできないもの ② 臥位又は座位より起立することが自力のみでは不可能で、他人又は柱、杖その他の器物の介護により初めて可能となるもの	2級	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	つたい歩きのみができるもの
(参考) 3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	100m以上の歩行不能のもの又は片脚による起立位保持が全く不可能なもの	(参考) 3級	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	支持なしで立位を保持し、その後10m歩行することはできるが、椅子から立ち上がる動作又は椅子に座る動作ができないもの

※身体障害者障害程度等級表の前提：特に断りがある場合以外は補装具等を使用しない状態が想定されている

【出典】

「身体障害者障害程度等級表」(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」(平成15年障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

要介護1～5の者の基本調査項目の結果

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
			総件数	65,572	49,007	36,721	35,391	29,717
認定調査項目	調査項目の定義	選択肢	選択率	選択率	選択率	選択率	選択率	
起き上がり	寝た状態から上半身を起こす能力	1 つかまらないでできる	9.5%	4.3%	3.3%	0.9%	0.4%	
		2 何かにつかまればできる	88.6%	89.9%	78.7%	35.9%	8.0%	
		3 できない	1.9%	5.8%	18.0%	63.2%	91.6%	
座位保持	背もたれがない状態で座位の状態を10分間程度保持できる能力	1 できる	49.6%	32.1%	23.0%	7.8%	1.8%	
		2 自分の手で支えればできる	39.0%	45.2%	41.4%	20.8%	5.0%	
		3 支えてもらえればできる	11.3%	22.4%	35.0%	67.3%	79.2%	
		4 できない	0.1%	0.4%	0.6%	4.1%	14.1%	
両足での立位	立ち上がった後に、平らな床の上で立位を10秒間程度保持できる能力	1 支えなしでできる	61.8%	35.9%	22.7%	4.8%	1.5%	
		2 何か支えがあればできる	37.5%	61.2%	62.0%	38.9%	10.2%	
		3 できない	0.7%	2.9%	15.3%	56.3%	88.4%	
歩行	立った状態から継続して5m程度歩ける能力	1 つかまらないでできる	37.9%	19.7%	13.5%	2.7%	0.9%	
		2 何かにつかまればできる	54.0%	57.7%	39.0%	13.3%	3.5%	
		3 できない	8.2%	22.6%	47.5%	84.0%	95.6%	
立ち上がり	いす等に座っている状態から立ち上がる際に壁等につかまらずに立ち上がる能力	1 つかまらないでできる	9.0%	3.3%	2.4%	0.5%	0.2%	
		2 何かにつかまればできる	90.5%	93.7%	77.3%	31.2%	6.7%	
		3 できない	0.4%	3.0%	20.2%	68.4%	93.1%	

※介護保険総合データベース(平成28年12月15日時点)より集計
 ※二次判定日が平成28年度11月(平成28年11月1日～平成28年11月30日)のものを対象に集計
 ※取下区分が「認定申請有効」のデータのみ集計
 ※処理区分が「通常」のデータのみ集計